

## 税制優遇制度・奨励金制度 一覧表

	過疎条例 ※1	半島振興条例 ※2	企業立地促進条例
対象者	青色申告を提出する個人又は法人		
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・<b>農林水産物等販売業</b></li> <li>・旅館業(下宿営業は除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・旅館業(下宿営業は除く)</li> <li>・情報サービス業等</li> <li>・農林水産物等販売業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・旅館業(下宿営業は除く)</li> <li>・情報サービス業</li> <li>・情報通信技術利用事業</li> <li>・農林水産物等販売業</li> <li>・流通加工業</li> <li>・植物工場</li> <li>・観光業</li> </ul>
課税免除 不均一課税 奨励金の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>家屋</b>(対象業種の用に供する)</li> <li>・<b>償却資産</b>(対象業種の用に供する機械・装置)【旅館業は除く】</li> <li>・<b>土地</b>(土地取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該事業の用に供する家屋の敷地部分に限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>家屋</b>(対象業種の用に供する)</li> <li>・<b>償却資産</b>(対象業種の用に供する機械・装置)【構築物は取得価額要件だが、不均一課税は対象外】</li> <li>・<b>土地</b>(土地取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該事業の用に供する家屋の敷地部分に限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>家屋</b>(対象業種の用に供する)</li> <li>・<b>償却資産</b>(対象業種の用に供する機械・装置)【構築物は取得価額要件だが、奨励金の対象外】</li> <li>・<b>土地</b>(土地取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該事業の用に供する家屋の敷地部分に限る)</li> </ul>
	新設・増設・設備更新	新設・増設・設備更新	新設・増設・設備更新(雇用奨励金は新設のみ)
取得価額要件	<p>対象となる家屋、機械・装置の取得価額の合計が2700万円を超えること</p> <p><b>注:</b> 1. 土地の取得費は取得価額要件には含まれない</p>	<p>対象となる家屋、機械・装置及び構築物の取得価額の合計が次の金額を超えること</p> <p>※情報サービス業等及び農林水産物等販売業の場合は資本金に関係なく500万円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合→ 取得価額500万円以上</li> <li>・法人の場合 資本金1,000万円以下の場合 →取得価額500万円以上</li> <li>資本金1,000万円超～5000万円以下 →取得価額1,000万円以上</li> <li>資本金5,000万円超 →取得価額2,000万円以上</li> </ul> <p><b>注:</b>土地の取得費は取得価額要件には含まれない。ただし、流通加工業、植物工場、観光業に関しては、土地取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該事業の用に供する家屋の敷地部分に限り含まれる。</p>	<p>対象となる家屋、機械・装置及び構築物の取得価額の合計が次の金額を超えること(流通加工業、植物工場、観光業に関しては土地も含む)</p> <p>※情報サービス業等及び農林水産物等販売業の場合は資本金に関係なく500万円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合→ 取得価額500万円以上</li> <li>・法人の場合 資本金1,000万円以下の場合 →取得価額500万円以上</li> <li>資本金1,000万円超～5000万円以下 →取得価額1,000万円以上</li> <li>資本金5,000万円超 →取得価額2,000万円以上</li> </ul> <p><b>注:</b>土地の取得費は取得価額要件には含まれない。ただし、流通加工業、植物工場、観光業に関しては、土地取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該事業の用に供する家屋の敷地部分に限り含まれる。</p>
税率と奨励金	<p>最初に課すべきこととなる年度以降、3年間の固定資産税額を免除</p>	<p>初年度:100分の0.14 2年度目:100分の0.35 3年度目:100分の0.7</p>	<p>【企業立地奨励金】 新設・増設又は設備更新した土地建物償却資産のうち、市において新たに課税対象となる資産に係る3年間の固定資産税収納相当額 (過疎の減免を受けた場合は対象外、半島振興条例の不均一課税の適用を受けた場合は適用後の収納相当額を限度とする)</p> <p>【雇用促進奨励金】 ※企業立地奨励金の交付又は固定資産税の減免の対象となる企業で市内に新たに立地する企業等に対し、市内在住、かつ、雇用保険の適用となる3人以上を新たに雇用した場合に限る。 50万円×新規雇用者の人数(2000万円が限度額)</p>

●半島振興では、取得した土地に対して係る固定資産税は不均一課税の対象となりますが、土地を取得した時の取得費を取得価額要件に含めません。  
●企業立地促進条例では、取得した土地に係る固定資産税も奨励金の対象となります。また、流通加工業、植物工場、観光業に限っては、土地を取得した時の取得費も取得価額要件に含めます。  
ただし、(土地取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該事業の用に供する家屋の敷地部分に限ります。

※1 過疎条例とは、「勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例」を指します。  
※2 半島振興条例とは、「勝浦市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例」を指します。  
※3 企業立地促進条例とは、「勝浦市企業立地促進条例」を指します。